

関係法令手続状況報告書の改訂について

2025年4月1日

資源エネルギー庁

再生可能エネルギー推進室

再エネ特措法に基づく FIT/FIP 制度においては、関係法令の遵守を認定基準として設けており、従前より、FIT/FIP 認定申請を行う事業者の方から、申請の際、再生可能エネルギー発電設備の設置場所に係る関係法令（条例・規則を含む。）及び当該法令の手続状況を記載した「関係法令手続状況報告書」をご提出いただいているところです。

今般、屋根設置太陽光発電設備や、海に面していない都道府県において事業を実施する場合において、手続が不要であることが客観的に明らかである一部の関係法令について、関係法令手続状況報告書の記載を不要とする運用の合理化を行うこととしました。

改訂後の関係法令手続状況報告書は、資源エネルギー庁ホームページよりご確認ください。

なお、2025 年 5 月 1 日から、風力発電設備の設置等による電波の伝搬障害を回避し電波を用いた自衛隊等の円滑かつ安全な活動を確保するための措置に関する法律（令和六年法律第三十九号）第三条第一項の規定に基づく電波障害防止区域の指定に係る防衛省告示が施行されることを受け、関係法令手続状況報告書においても、同法に基づく風力発電設備設置等工事計画届の要否について記載が必要となります（風力発電設備（陸上風力）及び陸上風力発電（陸上風力リプレース）に係る申請に限る。）。2025 年 5 月 1 日以降に FIT/FIP 認定を受けようとする申請においては、同日付で改訂される関係法令手続状況報告書の提出が必要となるほか、同日以降に開催される再エネ特措法に基づく説明会においては、同日付で改訂される関係法令手続状況報告書に記載の関係法令について、その手続の要否等を説明する必要がある場合がございますので、ご注意ください。